

公益財団法人安城市学校給食協会  
令和6年度第3回理事会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月19日(水) 12時から13時15分まで
- 2 開催場所 安城市北部学校給食共同調理場 2階研修会議室
- 3 理事数
  - 総理事数 6名
  - 出席理事数 6名
  - 出席理事 石川良一、伊藤一明、黒柳令子、黒柳厚子、山下真由美、神谷 徹
  - 総監事数 2名
  - 出席監事数 2名
  - 出席監事 大見 孝、若林康成
- 4 事務局
  - 鈴木公伸(事務局長)、原田淳一郎(給食事務所長)、香村正志(北部調理場施設長)、筒井良廣(中部調理場施設長)、鈴木栄一(南部調理場施設長)、榎本幸枝(南部調理場 栄養士)、中山衣里(事務局)、久野 武(事務局)
- 5 事務局以外の説明者
  - 安城市教育委員会教育振興部総務課長 久野晃広
- 6 議事
  - 第4号議案 令和6年度補正予算(第1号)について
  - 第5号議案 令和7年度事業計画及び収支予算について
  - 第6号議案 役員等賠償責任保険契約について
  - 第7号議案 安城市学校給食協会の重要な使用人の選任について
  - 第8号議案 安城市学校給食協会経理規則及び就業規則の一部改正について
- 7 会議の概要

(1) 理事長あいさつ及び職務執行状況の報告

年度末の大変忙しい中、出席をいただきお礼申し上げます。本日は小学校で卒業式が行われた。学校生活全般も日常を取り戻し、給食の時間も賑やかになってきた。6年間給食を食べて育った子どもたちが卒業していく姿は感慨深いものであった。保育園、子ども園の卒園式については今週の金曜日、サルビア学園は来週ということで、今年度も終わりを迎える。今日の小学校の卒業式では、卒業の言葉を一人ずつ役割分担してすすめていたが、給食の話が出てこなかった。子どもたちは意識していなくても、皆で一緒に協力して配膳を行い、皆で楽しくおしゃべりしながら食べた給食の価値は、大人になった時に感じられるものと思っている。給食が与える人間の成長への影響は大きいもので、私自身は40年くらい給食を食べてきて、体の多くの部分が給食でできている。子どもたちの給食の様子を見てきた中で、食育として給食の時間中に指導したり、給食の中のトラブルについて学級会で話し合ってみたりすることもあった。また、外国の方と話す機会があって、例えば皆そろって「いただきます」をする事ひとつについても、アメ

リカの方からみると凄いことだと言われたことがあった。当たり前だと思っていたことが、凄いことなんだと大人になった時に気付くものだと感じた。

本日は、5つの議案の議事をお願いします。

第4号議案は「令和6年度補正予算（第1号）について」である。今年度の収支見込から、総額5,040万円の減額補正をお願いします。

次に第5号議案の「令和7年度事業計画及び収支予算について」は、事業内容は前年度と変わらないが、人件費、食材費の高騰などにより、全体では27億2,000万円余と、1億6,000万円余の増額となっている。

次の第6号議案の「役員等賠償責任保険契約について」では、7年度も保険契約を締結していく予定となっているので、承認をいただくものである。

続く第7号議案では職員の退職に伴う重要な使用人の選任を、第8号議案の「経理規則及び就業規則の一部改正について」では、公益法人会計基準と育児休業法の改正等に伴う改正を行う。

次に、今年度の職務の執行状況の報告を行う。今年度の給食事業は、重大な事故もなく順調に実施されており、学校給食を安定的に供給することができた。また、アレルギー除去食については、今年度から南部調理場管内の小中学校でも卵除去食と乳除去食が実施されている北部調理場で調理を行い、専用容器で直接学校に届けている。食育推進事業についても計画通りの事業実施が行われている。

#### (2) 副理事長の職務執行状況の報告

私からは施設整備に関する執行状況を報告させていただく。

絶えず不具合箇所の修繕を行っており、令和6年度は予算として、1,500万円の修繕費を計上しており、現時点では北部調理場で約40件、中部調理場で約50件、南部調理場で約60件の修繕工事を行っている。

また、調理場自体は市の施設となるので、原則として50万円以上の修繕は市が行っている。令和6年度は、4,400万円余で修繕工事が行われている。更に、南部調理場では空調設備の改修工事と、照明設備の改修工事が実施されており、安全な給食が安定して供給できるものと考えている。

#### (3) 出席数の確認

事務局長より、理事6名及び監事2名の全員の出席があり、定款で定める決議に必要な過半数の出席があることから、会が成立することを確認した。

#### (4) 議事録署名人の確認

事務局長より、定款の定めにより理事長、副理事長、大見孝監事及び若林康成監事を議事録署名人とすることを確認した。

#### (5) 議案の審議

事務局長より、議事に先立ち一部資料の訂正をお願いした。訂正箇所は議案書6ページの経理規則一部改正の新旧対象表の一番下の附則部分で「令和10年4月1日に開始する」とある部分で、正しくは「令和10年4月1日前に開始する」であることを伝えた。

続いて、定款の定めに基づき理事長を議長とすることを確認し、議長が開会

する旨を宣し、議案の審議に移った。

#### 第4号議案 令和6年度補正予算（第1号）について

事務局長より、令和6年度補正予算書（第1号）に基づき次の通り説明した。

議案書の1ページについて、収入・支出それぞれから5,040万円を減額して、総額を25億970万3千円にするものである。内訳については、令和6年度補正予算書第1号をご覧ください。

まず、1ページ目中段以降の支出であるが、①事業費が4,560万円の減額となったが、調理員1名と栄養士1名が中途退職、育休取得者が1名いたので、給料が800万円の減、同様の理由と見込んでいた時間外手当の執行残で職員手当等が870万円の減額、パートの補充が難しい時期があったので賃金が400万円の減、福利厚生費が1,430万円の減額となった。また、ガス代高騰による光熱水費の増加が見込まれていたが、令和6年度は価格が安定していたので、1,060万円の減額となった。続けて次ページの②管理費であるが、執行残が480万円見込まれるので減額している。以上、事業費・管理費の合計額である、5,040万円の減額補正をお願いするものである。なお、収入についても③事業収益が1,060万円と④運営費補助金収益が3,980万円を減額して、支出と同額の5,040万円の減額補正をお願いするものである。

議長より第4号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく令和6年度補正予算（第1号）の質疑を終了した。

議長より第4号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

#### 第5号議案 令和7年度事業計画及び収支予算について

事務局長より、事業計画書及び収支予算書に基づき、事業計画について次の通り説明した。

1ページの目的と事業については、前年度と同様である。2ページの組織及び職員構成については、所属間で若干の変動があるが、総人数は256人で、2名の減となっている。

3ページの公益目的事業について、(1)食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業では、令和6年度に拡充した事業を、令和7年度も同規模で実施していく予定にしている。なお、①の食育の普及啓発事業の、栄養士や調理員が小学校、保育園などに出向いて、調理場の仕事を紹介する「出前講座」については、

学校給食について知っていただく第一歩となるので、協会としても積極的にPRなどに取り組んでいく。

次に、4ページの(2)学校給食の調理等に関する事業について、ここには記載していないが、中部調理場が空調改修工事により7月22日から8月31日まで休業となるので、その間の保育園、こども園等の給食は、簡易な給食としてパン、ごはん、牛乳とレトルト食品等を協会では発注し、直送ということで業者が園に配達する形で対応していく。なお、①の物資購入事業については、原材料価格の高騰や円安による、物価高騰分も加算されている。物価高騰に伴い、給食の質が落ちないように、質と価格のバランスのとれた食材の選定に努めていく。

6ページにある6その他の事業については、市役所文書室内の印刷業務を受託しており、印刷機器の操作を熟知した職員がいるので、市役所の希望で業務を続けていく。以上で令和7年度の事業計画について、説明を終わる。

続いて、収支予算について説明する。7・8ページの収支予算書について、上段にある(1)経常収益では、物価高騰による食材費の増で委託料が増額され③事業収益の業務受託収益が増えている。また、人事院勧告に基づく給与の改定で人件費が増額しており④運営費補助金収益が増えている。経常収益計は、1億6,474万1千円の増額で、27億2,484万4千円となっている。

次に(2)経常費用について、給与等の人件費が増額となり、食材価格の高騰で給食物資購入費も8,982万円の増額となっており、①事業費では1億5,221万1千円の増額となっている。8ページの②管理費については、前年度と比較して大きな変動はないが、人件費等で、1,253万円の増額となり、経常費用計は経常収益と同額の27億2,484万4千円となっている。

次に9・10ページの収支予算書(内訳表)について、この表は収支を会計別に記載したものであるが、公益目的事業会計が26億371万4千円、市役所印刷事業のその他の事業会計が680万9千円、法人を運営するための法人会計が1億1,432万1千円となっている。

続いて、11ページの資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について、令和7年度における、資金調達及び設備投資の予定はない。なお、事業別の予算を記載した予算概要説明書が12・13ページにあるので、参考としてほしい。

議長より第5号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく令和7年度事業計画及び収支予算についての質疑を終了した。

議長より第5号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

## 第6号議案 役員等賠償責任保険契約について

事務局長より、役員等賠償責任保険契約について議案書3ページに基づき、次の通り説明した。

法人の役員が業務として行った行為で損害賠償が発生した場合に、その損失を補填する保険に加入しており、令和7年度についても契約していくので承認をお願いするものである。

議長より第6号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく役員等賠償責任保険契約についての質疑を終了した。

議長より第6号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

## 第7号議案 安城市学校給食協会の重要な使用人の選任について

事務局長より、議案書に基づいて次の通り説明した。

現事務局長が3月31日をもって退職となるため、現給食事務所長の原田淳一郎を事務局長に選任するものである。

議長より第7号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく安城市学校給食協会の重要な使用人の選任についての質疑を終了した。

議長より第7号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

## 第8号議案 安城市学校給食協会経理規則及び就業規則の一部改正について

事務局長より、議案書に基づいて次の通り説明した。

公益法人法の改正に伴い公益法人会計基準が見直されたので、経理規則の一部を改正する。今回の法改正は、公益法人の多様な活動内容や資金の流れを明確かつ分かりやすく示すことを目的としている。議案書6ページのとおり、正味財産増減計算書が活動計算書に変わる。また、会の冒頭で修正させていただいたが、附則にあるとおり、会計ソフトの対応や準備期間が必要となるので、令和10年4月1日前に開始する事業年度、令和9年度までは猶予期間となる。

次に、育児・介護休業法の改正に伴って、就業規則を一部改正する。また、説明の不足していた条文を、誤解のない表現に改正している。議案書9ページのとおり、

法改正に伴い、第17条で3歳に満たない子の養育をする職員に対する時間外勤務の制限を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大している。また他に、休職に通算規程を追加したほか、その他の規程内容を具体的な文言に改正した。

議長より第8号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく安城市学校給食協会経理規則及び就業規則の一部改正についての質疑を終了した。

議長より第8号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

議長は、以上をもって議案の審議を終了した旨を述べ、閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名及び押印する。

令和7年3月19日

議 長 石川 良一 ⑩

議事録署名人 神谷 徹 ⑩

議事録署名人 大見 孝 ⑩

議事録署名人 若林 康成 ⑩